

# 憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp  
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007  
FAX03-3261-5453

2025年3月31日(月)

NO. 1566号

本号3頁

## 衆議院憲法審査会 大規模災害などでの国会機能維持で議論

衆議院憲法審査会が開かれ、大規模災害などの緊急事態の際に、参議院の緊急集会で国会機能を維持する期間について自民党が最大70日程度と主張したのに対し、立憲民主党は期間を限定すべきではないという考えを示しました。

衆議院憲法審査会では、憲法改正のテーマの1つとして、緊急事態における国会機能の維持をめぐって議論が続けられていて、27日は参議院の緊急集会をテーマに意見が交わされました。

参議院の緊急集会は、衆議院の解散後、緊急の場合に内閣が求めることができると憲法に規定されていますが、その期間については具体的に定められていません。

自民党の船田元氏は衆議院の解散後40日以内に総選挙を実施し、総選挙から30日以内に特別国会を召集すると憲法に規定されていることを根拠に、緊急集会の活動期間はこれらを合わせた最大70日程度と解釈するのが妥当だと主張しました。

そのうえで「国会機能を維持するための制度設計を積極的に議論し、共通認識を形成するべきだ」と述べました。

日本維新の会、国民民主党、公明党なども同様の考えを示しました。

これに対し、立憲民主党の武正公一氏は「緊急集会は参議院のみに与えられた独自の機能だ」として、期間を限定すべきではないという考えを示しました。

そのうえで、国会議員の任期を延長するための憲法改正の議論には慎重な立場を示しました。

れいわ新選組と共産党は、憲法改正は必要ないという認識を示しました。

今回は4月3日に、国民投票におけるテレビCMのあり方などをテーマに開催される予定です。

### 船田氏の発言 自民党内の「取りまとめ」と違う発言

船田氏は衆議院の解散後40日以内に総選挙を実施し、総選挙から30日以内に特別国会を召集すると憲法に規定されていることを根拠に、緊急集会の活動期間はこれらを合わせた最大70日程度と解釈するのが妥当だと主張しました。

しかし、2024年8月7日の自民党の法改正実現本部ワーキングチームが議論の取りまとめを報告しましたが、そのなかで、選挙困難事態における国会機能維持条項についてはまず、現行憲法で定める「参院の緊急集会」が緊急事態に対応するための唯一の緊急事態条項であり、参院の重要な権能であることを確認。憲法54条1項に定める総選挙までの40日間と特別国会召集までの30日間を合わせた70日間を緊急集会の活動期間として厳格に限定するものではないとしました。

このように、船田さんは自民党がまとめた報告で「70日と厳格ら限定するものではない」とは違う「最大70日程度」と発言しました。

### 枝野衆院憲法審査会会長 ちょっと心配

枝野会長は「テーマを絞り込んで、できるだけ各党の意見を集約して発言や質疑をしてもらうことで、従来と比べて議論がかみ合う度合いが大きく高まったのではないかと。各党派の考え方の一致点と一致していない点を、きちんと整理していきたい」と述べている。

このように「前のめりな枝野氏」（朝日新聞）ですが、枝野氏は昨年末の講演会で、「よく変わるなら（憲法を）変えた方がいい」と発言している。周囲には「護憲派との印象を払拭したい」と話し、改憲に積極的にとれる姿勢を示しています。



朝日新聞は、「枝野氏が加速させる憲法論議には、与党の改憲派に加え、立憲内にも警戒が広がる。自民ベテランは「最初の改憲はあくまで自民主導でなければならない」。一方、立憲中堅は「一度でも改憲したら、アリの一穴になる。将来的な自民党主導の改憲につながりかねない」と話す、と報じている。

枝野氏は、『文芸春秋』2013年10月号に「憲法九条 私ならこう変える 改憲私案発表」と題する論文を発表。軍事力の保有、集団的自衛権の行使、国連のもとでの多国籍軍への参加を容認する重大な内容。2017年ごろには「立憲民主党の未来は実は改憲にある」と主張していた。それがこの間の改憲反対の運動の高まりの中で、変わったと思ったのですが。

やはり、国民的な改憲反対の運動の高まりで、私たちの思いが伝わる言動になるようにしなければならぬのではないのでしょうか。

## **能動的サイバー法案 審議入り**

サイバー攻撃を未然に防ぐ「能動的サイバー防御」を導入するための法案が衆議院で18日、審議入りしました。石破総理大臣は、政府が通信情報を取得できるのは一定の要件を満たした場合に限られ、国民の行動を把握するために利用されることはないと強調しました。

「能動的サイバー防御」を導入するための法案は、政府が電気や鉄道など重要なインフラの関連事業者と協定を結んだうえで、サイバー攻撃のおそれがないか監視するため、通信情報を取得できるようにするものです。

重大な被害を防ぐため、警察や自衛隊が新たに設置する独立機関の承認を得た上で攻撃元のサーバーなどにアクセスし、無害化する措置(相手サイバー破壊)も講じることができるようになります。

法案は18日の衆議院本会議で審議が始まり、趣旨説明に続いて質疑が行われました。

立憲民主党の山岸一生氏は「憲法が保障する『通信の秘密』を制約し、自衛隊の対外的な権限を拡大する点で戦後政策の大転換だ。それに見合った精密な法案となっているか」とただしました。

これに対し、石破総理大臣は「ほかの方法では実態把握が著しく困難であるなど、一定の要件を満たした場合に限定して通信情報を取得できる。国民の行動を一般的に把握する目的で利用されることはない」と強調しました。

また、警察や自衛隊による措置について「あらかじめ外務大臣と協議し、国際法上許容される範囲で措置を行う。権利の乱用の抑止を図り適正性を十分に確保する」と述べました。

さらに外国にあるサーバーなどへの措置は、NSC＝国家安全保障会議で対処方針などを定める考えを示しました。

## **東北大名誉教授 井原氏「個人情報丸見え」と指摘**

井原聡氏は、重大なのは「通信情報の利用」と指摘しています。利用者の承諾のなく行われ、憲法21条や電気通信事業法4条が「侵してはならない」としている「通信の秘密」の侵害だと指摘しています。

政府はサイバー攻撃の実態を把握するために、通信情報を集めるが、それは「自動的な方法で選別した機械的情報」で「必要やむを得ない限度」だから問題ないといいます。しかし、取得する情報には、送受信日時からIPアドレス、通信量、メールアドレスまで含まれます。「通信の秘密」の対象となる情報です。「家のポストに入っている封筒の中は見ないが外側は見ますよ」と言っているようなものです。個人情報は丸見えです。

## **学術会議 安倍官邸が介入 6人の選考除外 求める文書判明**

菅義偉首相(当時)が2020年10月1日、日本学術会議会員候補6人の任命を拒否し、国民的な批判をうけた問題に関連し、任命拒否に先立つ同年6月、学術会議が105人の会員候補を選考していた最中に、官邸側が学術会議事務局に6人を選考対象から外すよう求めていたことを示す文書の内容が29日までに明らかになりました。

この問題は、日本共産党の小池晃書記局長が3月6日の参院予算委員会で事実を指摘し政府を追及。政府はこの文書の存在を認めていました。

法律家 1162 人が 21 年 4 月に行った任命拒否情報の公開請求で、国は黒塗り文書を開示し、「任命権者側から日本学術会議事務局に、令和 2 年改選に向けた会員候補者の推薦に係る事項として伝達された内容を記録した文書であり…（中略）…会員候補者の氏名及び肩書きが記載されている」と説明しました。

同文書の黒塗り部分は何だったのか。任命拒否された 6 人がそれぞれ個人情報開示請求を行ったところ、開示された文書には、1 人ずつの氏名と肩書、斜めの直線の一部が記されていました。そのほかは黒塗りでした。6 人分の計 6 枚の文書を重ねあわせると、1 枚の文書となり、そこには 6 人の氏名と肩書が記され、大きなバツが記されていることがわかりました。

この黒塗り文書には「R2. 6. 12」と記されています。学術会議の幹事会が次期会員候補案を決定した 20 年 6 月 25 日より前の日付です。

## 憲法会議結成 60 年記念講演会 その 1

3 月 22 日(土)に憲法会議は、日本教育会館で「憲法会議結成 60 年記念講演会」を開催。渡辺治一橋大学名誉教授が「憲法会議の 60 年と、新たな情勢のもとでの改憲阻止の闘い」とのテーマで講演されました。

その講演の「はじめに」で、憲法会議の 60 年、6 度にわたる明文改憲攻勢、頻繁に繰り出される解釈改憲の策動と闘った 60 年。憲法会議の 60 年を、その広い活動のうち 9 条の明文改憲・解釈改憲の策動を阻止する闘いに絞って、4 つの時期に区分して振り返り、各時期の改憲のねらいと特徴、それに対峙した憲法運動の特徴、運動が獲得したものを確認し、運動の到達点と直面する課題にふれる。として、渡辺氏が作成した「憲法会議結成 60 年記念講演資料 1 改憲 6 つの波と憲法「改正」案年表」等を示しながら講演されました。

### 1 第 1 期の憲法運動・憲法会議(1957～1990)

#### (a)なぜ憲法会議は生まれたか？

「護憲連合(1954)など既存の運動の不十分さの克服と新たな運動の必要性から」だとして、①明文改憲に対する闘いに特化した運動への不満 「解釈改憲」「憲法空洞化」の動きへの鈍感、②共産党排除、安保闘争の教訓を踏まえていない、組織方針「共産党系は加えない」、③明文改憲阻止も、議会での 3 分の 1 確保に集中し事実上選挙運動に特化、大衆的運動の軽視を指摘。このような中、憲法会議は、解釈改憲反対、明文改憲阻止という 2 つの目的(3 つの目的)を掲げて誕生した。規約第 2 条では「日本国憲法のじゅうりんに反対し、民主的自由をまもり、平和的・民主的条項を完全に実施させ、憲法の改悪を阻止することを目的」とするとしている。

#### (b)憲法会議は、60 年代改憲との闘いからスタートした

第 1、第 2 の改憲攻勢の狙いーアメリカの要求と日本支配層の復古主義的大国化

岸信介内閣、復古的大国目指し、憲法を改悪し、安保条約を改定して日米軍事同盟の強化を狙った。しかし国民的大闘争、安保改定は強行したが、岸内閣倒壊、改憲のもくろみ、後退。政府憲法調査会も、安保闘争に動揺・分岐ー出せなかった改憲答申、64 年報告書は両論併記している。

憲法会議は、65 年に登場、精力的に調査会報告批判、小選挙区制反対闘争で 60 年代改憲を挫折に追い込んだ一翼となった。

### ※憲法会議ホームページから記念講演会の録画を視聴できます。

「憲法会議結成 60 年 記念講演会」の

レジュメ・資料・動画をアップします

●レジュメ

●資料

●動画 以下の URL からご覧ください

渡辺 治さんの講演

[https://youtu.be/Wt4IscdAF4Q?si=0o9vm3ctdefJVf\\_F](https://youtu.be/Wt4IscdAF4Q?si=0o9vm3ctdefJVf_F)